

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（943））
2. 日 時：平成30年5月14日 13時30分～19時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、高木安全審査官、田尻安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他14名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備）担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月12日、17日、5月1日、9日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書等関係、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書及び津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書について説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書等関係】

- 使用済燃料をキャスクに装荷する際に吊上げ高さを上げる運用としていることから、燃料落下を想定した場合のキャスクピットゲート前のプールライニングの健全性について説明すること。
- チャンネル着脱機周辺の検知溝上部を燃料が通過することから、燃料落下を想定した場合の検知溝の健全性について説明すること。

【津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書関係】

- 使用済燃料プール等のスロッシング時の溢水量について、簡易評価と詳細評価の結果かの両方が記載されていることから、それぞれの数値の位置付けについて整理して提示すること。
- 溢水発生時に溢水経路として期待するとしているフェンスドアの構造について整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル及び関連設備の工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
- ・ 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書
- ・ 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-1【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-2【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-3【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-4【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書】